

VII 調査票

VII 調査票

男女共同参画に関する県民意識調査

調査へのご協力のお願い

日頃から、県行政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

静岡県では、年齢・性別・身体能力の別なく誰もが個性を活かし、能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画の施策を推進しています。

このたび、今後の施策推進の基礎資料とするため、県民の皆様の男女共同参画に関する意識について調査を行うことといたしました。

この調査は、県内にお住まいの満18歳以上の県民から無作為に抽出した2,000人の方を対象にお願いするもので、株式会社サーベイリサーチセンターに委託して行います。調査で得られた結果は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外の使用はいたしませんので、皆様にご迷惑がかかることは一切ございません。

なお、調査結果は、令和7年3月に発行を予定しております「静岡県男女共同参画白書」の中に盛り込み、県民の皆様に公表してまいります。

ご多用のところ、誠に恐縮ですが、このアンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年7月

静岡県くらし・環境部

県民生活局男女共同参画課

記入上の注意

- ・ご回答は必ず封筒のあて名のご本人様をお願いいたします。
- ・ご回答はすべて無記名です。
- ・ご自身の考えや、それに近いものであてはまる番号に○をつけてください。
- ・その他を選んだときは（ ）内に具体的内容を記入してください。
- ・回答は「郵送」または「インターネット（電子申請）」から行うことができます。いずれかの方法で、下記のアンケート回答期日までをお願いします。
- ・郵送で回答される方は、ご記入がすみましたら、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。
- ・インターネット（電子申請）で回答される方は、次ページのQRコードからお願いします。詳しい方法は次ページ「オンライン調査へのご協力のお願い」をご参照ください。

調査対象者 ID :

パスワード :

※上記「調査対象者ID」は無作為に選ばれた2,000人の方による回答か否かの判断のみに使用されるものであり、個人を特定するものではありません。

アンケートの回答期日

令和6年7月25日（木）

〈この調査についてのお問い合わせ先〉

静岡県くらし・環境部 県民生活局

男女共同参画課

TEL 054-221-3122

調査実施機関

株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所

TEL 054-275-6026

オンライン調査へのご協力をお願い (調査画面へのアクセスについて)

～ オンライン調査システムの特徴 ～

- 全ての作業がPC・スマートフォン画面上で行えるため、調査票の記入・郵送事務の必要がありません。
- システムは24時間稼働していますので、ご回答者様の都合の良い時間に調査への回答ができ、途中保存も可能です。
- 回答データは、通信中の情報を保護するため、SSL暗号化通信により、暗号化されてオンライン調査システムに送信される等セキュリティの確保を徹底した仕組みになっているので、安心してご回答いただけます。

PCまたはスマートフォンをお持ちの方で、オンライン調査システムによる回答が可能な方は、調査票表紙の「ID」と「パスワード」をご確認のうえ、電子調査票を利用した回答データの入力及び送信をお願いいたします。

オンライン調査の流れ

- ①オンライン調査システムへアクセスします。
電子調査票ホームページアドレス
<https://src3.webcas.net/form/pub/src1/240741>
- ②【ログイン情報】
調査票の表紙に記載している**調査対象者ID**、**パスワード**を入力します。
- ③電子調査票の画面に移動します。
- ④回答データを入力します。
※「一時保存」ボタンで回答の一時保存が可能です。
※回答できない設問は無回答のまま進めてください。
- ⑤最終ページまで進み、回答データを送信します。

【QRコード】



<いただいた回答を統計的に分析するため、あなたの現在のことについておたずねします。>

F1 あなたがお住まいの市町名を下の枠に記入してください。

F2 あなたの性別（性自認）は。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
| 3. 1・2にあてはまらない | |

F3 あなたの年齢はおいくつですか。(満年齢でお答えください)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 18歳～19歳 | 2. 20歳～29歳 | 3. 30歳～39歳 | 4. 40歳～49歳 |
| 5. 50歳～59歳 | 6. 60歳～69歳 | 7. 70歳以上 | |

F4 あなたは現在結婚されていますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む） | 2. 結婚していない |
| 3. 結婚していたが、離婚・死別した | |

F5 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。(別居を含む)(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 子どもがいる | 2. 子どもはいない |
|-----------|------------|

F6 あなたのお仕事はどれにあたりますか。(1つに○)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 勤め人(パートタイム等も含む) | 2. 自営業(農林漁業、商工業等) |
| 3. 専業主婦・主夫 | 4. 無職 |
| 5. 学生 | 6. その他() |

<1 社会における制度・慣行について >

問1 本県において、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思いますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. 思わない |
| 5. わからない | |

問2 あなたは、社会全体で見た場合、男女は平等になっていると思いますか。(1つに○)

- | |
|-----------------------|
| 1. 男性が非常に優遇されている |
| 2. どちらかといえば男性が優遇されている |
| 3. 平等 |
| 4. どちらかといえば女性が優遇されている |
| 5. 女性が非常に優遇されている |
| 6. わからない |

問3 あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。(それぞれ1つに○)

	男性が非常に優遇	どちらかといえば男性が優遇	平等	どちらかといえば女性が優遇	女性が非常に優遇	わからない
①家庭生活で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④地域で (自治会・自主防災会・NPOなど)	1	2	3	4	5	6
⑤政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問3-2 (問3の①から⑥のうち1つでも「1.男性が非常に優遇されている」または「2.どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた方に伺います。)

男性が優遇されている原因は何だと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多いから
2. 日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だという意識が強いから
3. 男女平等を進めていこうという男性の意識がうすいから
4. 男女平等を進めていこうという女性の意識がうすいから
5. 男女の差別を人権問題としてとらえる意識がうすいから
6. 女性の能力を発揮できる環境や機会が十分ではないから
7. 能力を発揮している女性を適正に評価する仕組みが十分ではないから
8. 専業主婦に有利な税制や年金制度が男女の役割分担を助長しているから
9. 育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していないから
10. 女性の意欲や能力が男性に比べて劣っていると考える人がいるから
11. その他 ()
12. わからない

問4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どのように思いますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 反対 | 2. どちらかといえば反対 |
| 3. どちらかといえば賛成 | 4. 賛成 |
| 5. わからない | |

問4-2 仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわるべきであると思いますか。(1つに○)

1. 男性が外で働き、女性が家事・育児・介護を行う
2. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は女性が主に行う
3. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男女で分担する
4. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男性が主に行う
5. 女性が外で働き、男性が家事・育児・介護を行う
6. その他 ()

<2 男女共同参画に関する教育・学習について>

問5 あなたは、人権の尊重、男女平等を推進する教育を主にどこで行うべきだと考えますか。(1つに○)

1. 家族による家庭教育の場において行う
2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校教育の場において行う
3. 職場などの社内教育の場において行う
4. 公民館や地域活動などの社会教育の場において行う
5. その他 ()
6. わからない

<3 パートナー間の暴力やセクシュアル・ハラスメントについて>

問6 過去1年間に、「夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)について、経験したり見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)
 ※暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力や経済的暴力などがあります。

1. 暴力を受けたことがある
2. 身近に暴力を受けた人がいる
3. 暴力を受けた人から相談されたことがある
4. 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある
5. テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている
6. 経験したり見聞きしたことはない
7. その他 ()

問6-2 あなたは、次のようなことが夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間で行われた場合、それを暴力(ドメスティック・バイオレンス)だと思いますか。①~⑮のそれぞれについて、「1」から「4」のうちあなたの考えに近い番号をお選びください。なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。(それぞれ1つに○)

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない	その他
① 平手で打つ	1	2	3	4
② 足でける	1	2	3	4
③ 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3	4
④ なぐるふりをして、おどす	1	2	3	4
⑤ 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3	4
⑥ 大声でどなる	1	2	3	4
⑦ 他の異性との会話を許さない	1	2	3	4
⑧ 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3	4
⑨ 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2	3	4
⑩ 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	1	2	3	4
⑪ 何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3	4
⑫ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	1	2	3	4
⑬ 家計に必要な生活費を渡さない	1	2	3	4
⑭ 嫌がっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
⑮ 避妊に協力しない	1	2	3	4

問6-3 (問6-2の①から⑮のうち1つでも「2」、「3」と答えた方に伺います。) そのような行為が「暴力にあたる場合でも、そうでない場合もあると思う」、「暴力にあたるとは思わない」と思ったのはなぜですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 夫婦間(恋人など親しい間柄)ではよくあることだと思うから
2. 夫婦間(恋人など親しい間柄)では許されると思うから
3. 夫婦間(恋人など親しい間柄)では喧嘩の範囲だと思うから
4. 自分の考えを通すために必要な場合があると思うから
5. 相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから
6. 夫婦(恋人など親しい間柄)なら、相手の行動や交友関係を知るのは(知られるのは)当たり前だと思うから
7. 一家の大黒柱のすることには従うべきだと思うから
8. 愛情表現だと思うから
9. 暴力を振るわれた側にも非があると思うから
10. その他()

問7 「夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナー間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)をなくすためには、どうしたらよいとお考えになりますか。あなたが、重要であるとお考えのものをお選びください。(3つまでに○)

1. 法律・制度の制定や見直しを行う
2. 犯罪の取り締まりを強化する
3. 捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届け出しやすい環境をつくる
4. 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
5. 被害者のための相談機関や保護施設を整備する
6. 家庭における男女平等についての教育を充実させる
7. 学校における男女平等についての教育を充実させる
8. メディアが自主的取組を強化し、暴力を無批判に取り扱わないようにする
9. 過激な暴力表現を扱ったビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する
10. その他()
11. わからない

問8 過去1年間に、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的嫌がらせ)について経験したり、見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある
2. 身近にセクシュアル・ハラスメントを受けた人がいる
3. セクシュアル・ハラスメントを受けた人から相談されたことがある
4. 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある
5. テレビや新聞などで問題になっていることを知っている
6. 経験したり見聞きしたことはない
7. その他()

問9 過去1年間に、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児等に関する嫌がらせ）について経験したり見聞きしたことがありますか。（あてはまるもの全てに○）

1. マタニティ・ハラスメントを受けたことがある
2. 身近にマタニティ・ハラスメントを受けた人がある
3. マタニティ・ハラスメントを受けた人から相談されたことがある
4. 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある
5. テレビや新聞などで問題になっていることを知っている
6. 経験したり見聞きしたことはない
7. その他（ ）

<4 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境について>

問10 現在、配偶者（事実婚・パートナーを含む）のいる方に伺います。

あなたのご家庭では、次にあげる家庭での役割を、主にどなたが担っていますか。

（それぞれ1つに○）

※ 配偶者のいない方は問13へお進みください。

	主にあなた	主にあなたが配偶者も分担	あなたと配偶者が同程度	主に配偶者だがあなたも分担	主に配偶者	その他	同居の子どもや親がいない
①家計を支える（生活費を稼ぐ）	1	2	3	4	5	6	
②掃除、洗濯、食事のしたくなどの家事をする	1	2	3	4	5	6	
③ゴミ出しなどの簡単な家事をする	1	2	3	4	5	6	
④日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6	
⑤育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5	6	7
⑥親の世話（介護）をする	1	2	3	4	5	6	7
⑦自治会・町内会などの地域活動を行う	1	2	3	4	5	6	
⑧子どもの教育方針や進学目標を決める	1	2	3	4	5	6	7
⑨高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1	2	3	4	5	6	

問11 あなたと配偶者（事実婚・パートナーを含む）の家事について伺います。

あなたと配偶者は、それぞれ1日の中で、家事を何時間ぐらいしていますか。

平日と休日に分けてお答えください。

①あなた 平日：（ ）時間（ ）分くらい、休日：（ ）時間（ ）分くらい

②配偶者 平日：（ ）時間（ ）分くらい、休日：（ ）時間（ ）分くらい

※ 家事の例示：ゴミ出し、日常の買い物、部屋の掃除、風呂洗い、洗濯（物干し、取入れを含む）、炊事、食後の片付け

問11-2 日頃、家事の分担はどのようにしていますか。全体を100%としてお答えください。

あなたが全体のうち（ ）%くらい行っている。

問 12 ※お子さんのいない方は、問 13 へお進みください。

あなたと配偶者（事実婚・パートナーを含む）の育児について伺います。

育児を終えた方は過去の経験で結構です。

あなたと配偶者は、それぞれ1日の中で、育児を何時間ぐらいしていますか。

平日と休日に分けてお答えください。

- ①あなた 平日：() 時間 () 分くらい、休日：() 時間 () 分くらい
 ②配偶者 平日：() 時間 () 分くらい、休日：() 時間 () 分くらい

※育児の例示

- 3歳まで : 遊び相手をする、風呂に入れる、食事をさせる、寝かしつける、
 泣いた子をあやす、おむつを替える、保育園などの送り迎え
 3歳～小学校低学年 : 子どもと会話する、子どもと一緒に遊ぶ、宿題や勉強の手助け、
 日々の登園・登校の持ち物の準備・確認、保護者会、個人面談

問 12-2 日頃、育児の分担はどのようにしていますか。全体を100%としてお答えください。

あなたが全体のうち () % くらい行っている。

問 13 子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。
 (3つまでに○)

1. 扶養手当、児童手当などの拡充
2. 保育料・教育費など経済的負担の軽減
3. 延長保育、乳児保育、病後児保育など多様な保育の充実
4. 職場内の保育施設の充実
5. 親の急病などの際の臨時的な保育サービスの普及
6. 地域交流の充実（高齢者や異年齢児との交流）
7. 親同士の交流や仲間づくりの場や機会の提供
8. 出産休暇や育児休業制度の普及
9. 子育て後の再就職等の支援
10. 育児相談の実施や育児講座の開催
11. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援
12. 安全・安心な地域づくり
13. その他 ()
14. わからない

問 14 男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。

(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 子どもにいい影響を与える | |
| 2. 男性も家事・育児を行うことは、当然である | |
| 3. 家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる | |
| 4. 男性自身も充実感が得られる | |
| 5. 仕事と両立させることは、現実として難しい | |
| 6. 家事・育児は女性の方が向いている | |
| 7. 妻が家事・育児をしていないと誤解される | |
| 8. 男性は、家事・育児を行うべきではない | |
| 9. 周囲から冷たい目で見られる | |
| 10. その他 () | |
| 11. 特になし | |
| 12. わからない | |

問 15 育児や介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。

この制度を活用して男性が育児休業や介護休業を取ることに、あなたはどのように考えますか。

(それぞれ1つに○)

	積極的に取ったほうがよい	どちらかといえば取ったほうがよい	どちらかといえば取らないほうがよい	取らないほうがよい	わからない
①育児休業	1	2	3	4	5
②介護休業	1	2	3	4	5

<5 意思決定の過程への女性の参画について>

問 16 あなたは、次のような分野で女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。

(それぞれ1つに○)

	十分反映されている	ある程度反映されている	あまり反映されていない	ほとんど反映されていない	わからない
①国会、県議会、市町議会などの政治	1	2	3	4	5
②国、県、市町などの行政	1	2	3	4	5
③企業などの職場	1	2	3	4	5
④PTAや町内会などの地域	1	2	3	4	5

問 17 あなたは、意思決定の場に女性が参画することについて、どのように考えますか。

(1つに○)

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 男性を上回るほど増えるほうがよい | |
| 2. 男女半々になるくらいまで増えるほうがよい | |
| 3. 男女半々まではいなくても、今より増えるほうがよい | |
| 4. 今のままでよい | |
| 5. その他 () | |
| 6. わからない | |

問 18 現状では、意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性登用が未だ少ない状況にあります。あなたは、その理由としてどのようなものがあると考えますか。(3つまでに○)

1. 女性自身が管理的部門等につくことに消極的だから
2. 女性は継続して勤務することが困難であるから
3. 社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから
4. 家族の理解や協力が得られにくいから
5. 主として補助的業務が与えられ、女性の能力を高める機会が少ないから
6. 登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから
7. その他 ()
8. わからない

<6 男女が共に能力を発揮できる就業環境について>

問 19 一般的に女性が職業を持つことについて、どう考えますか。(1つに○)

1. 女性は職業を持たないほうがよい
2. 結婚するまでは職業を持つほうがよい
3. 子どもができるまでは職業を持つほうがよい
4. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい
5. ずっと職業を持ち続けるほうがよい
6. その他 ()
7. わからない

問 19-2 女性が職業を持つことについて、あなたの現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)はどれですか。(1つに○)

※男性の方は、配偶者の働き方など、ご家庭での状況で現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)をお答えください。

1. 職業を持たない
2. 結婚するまでは職業を持つ
3. 子どもができるまでは職業を持つ
4. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ
5. ずっと職業を持ち続ける
6. その他 ()
7. わからない

問 19-3 問 19-2 で「2」「3」「4」又は「5」と答えた方に伺います。

継続して女性が働く上での障害は何だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1. 結婚・出産退職等の慣行 | 10. 職場における人間関係 |
| 2. 賃金の男女格差 | 11. 家族に反対されたり、協力が得られないこと |
| 3. 昇進、昇格における男女格差 | 12. 女性自身の知識や技術の不足 |
| 4. 仕事内容における男女格差 | 13. 女性自身の就業意欲が低いこと |
| 5. 長時間労働や残業 | 14. 月経や更年期等の女性特有の健康課題 |
| 6. 雇用形態にパートタイムや臨時雇いが多いこと | 15. その他 () |
| 7. 育児休業・介護休業が取得しにくい環境にあること | 16. 特になし |
| 8. 育児休業・介護休業の制度が整っていないこと | 17. わからない |
| 9. 育児施設・介護施設の不足 | |

問 20 女性の社会参画を進めるため、行政としてどのような取組が必要だと思えますか。

(あてはまるもの全てに○)

【女性の社会参画の例】

- ・ 政策や方針を決定する分野への参画
- ・ 起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野への参画
- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の仕事復帰 など

- | |
|-------------------------|
| 1. カウンセラー等による相談の充実 |
| 2. 起業や就職、社会貢献等の情報の提供 |
| 3. 各種講座・教室等の学習機会の提供 |
| 4. 企業等への女性参画についての意識啓発 |
| 5. 講演会や交流会等の情報交換する場の提供 |
| 6. 参考となる事例の紹介 |
| 7. 育児・介護の支援 |
| 8. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援 |
| 9. 男女共同参画センター等公共施設の機能強化 |
| 10. その他 () |

<7 地域社会の一員としての活動について>

問 21 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い)の優先度について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。(1つに○)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先したい |
| 2. 「家庭生活」を優先したい |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先したい |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 8. わからない |

問 21-2 あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。（1つに○）

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8. わからない

問 22 あなたが現在（あるいは今後）、地域活動に参加しようとする時、何か障害になるようなことがありますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 仕事が忙しく、時間がない
2. 家事・育児が忙しく、時間がない
3. 子どもの世話を頼めるところがない
4. 親や病人の介護を頼めるところがない
5. 自分の健康や体力に自信がない
6. 自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない
7. 身近なところに活動する場所がない
8. 経済的な余裕がない
9. 家族の理解が得られない
10. 職場の上司や同僚の理解が得られない
11. その他（)
12. 特に障害はない

問 23 地域活動において、女性が自治会の長などの役職につくことが少ないのが現状です。この主な理由は何だと思えますか。（3つまでに○）

1. 女性自身が長などの役職につくのに消極的だから
2. 家族の理解や協力が得られないから
3. 社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから
4. 女性は身体的能力が男性より劣っているから
5. 活動時間帯が女性に合っていないから
6. 女性は指導的な資質に欠けるから
7. 世間一般から快く思われないから
8. その他（)
9. わからない

<8 実践的な取組の推進について>

問 24 「静岡県男女共同参画センターあざれあ」を利用したことがありますか。(1つに○)

1. 利用したことがある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない

静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

静岡県の男女共同参画推進の拠点として、セミナーの開催や、相談、啓発資料の発行等を行っています。また、男女共同参画関連の書籍等を備えた図書室、ホールや会議室等を利用することができます。(JR静岡駅北口から徒歩約9分)

問 24-2 「静岡県男女共同参画センターあざれあ」について、あなたは、この施設にどのような役割を期待していますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 男女共同参画に関する学習会の開催 (セミナー、講演会、シンポジウム等)
2. 社会で働く上で役立つ講座の開催 (起業、再就職、資格取得等)
3. 女性を対象とした相談 (電話、面接)
4. 男性を対象とした相談 (電話、面接)
5. 広報誌や情報誌による男女共同参画の推進に関する情報提供
6. インターネット (ホームページ) による男女共同参画の推進に関する情報提供
7. 男女共同参画に関する図書や資料の提供
8. 「あざれあ」で開催するセミナー受講者や相談者等が交流できる場や機会の提供
9. 様々な団体やNPOが交流できる場や機会の提供
10. 男女共同参画に関する地域の実態調査等の研究
11. 誰もが利用できるホールや会議室の提供
12. その他 ()
13. 特になし

<9 性的マイノリティ(LGBTなどの性的少数者)について>

問 25 あなたは次のことがらを知っていますか。(それぞれ1つに○)

	知っている	聞いたことがある	知らない
①性的マイノリティ (LGBTなどの性的少数者)	1	2	3
②性的指向	1	2	3
③性自認	1	2	3
④静岡県パートナーシップ宣誓制度	1	2	3

【用語解説】

性的マイノリティ (性的少数者)

多様な性のあり方の中で、少数派とされる人々のこと。

LGBT

レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別 (戸籍の性別) と性自認等が一致しない人) の言葉の英語の頭文字を組み合わせた言葉。性的マイノリティの総称として使われることが多い。

性的指向

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかをいう。異性を好きになる人、同性を好きになる人、男性と女性の両方を好きになる人、どちらも好きにならない人など様々。

性自認

自分の性別を自分でどう思うか、自分で認識している性別のことをいう。

戸籍の性別と性自認が一致する人もいれば、一致しない人もいる。また、性自認が男性・女性に二分できない人、男女の枠にとられない性のあり方の人など様々。

静岡県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを県に対して宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するもの。2人の戸籍上の性別、性的指向、性自認は問わず、事実婚の異性カップルや外国籍の人も宣誓できる。

問 26 あなたの周りに、性的マイノリティ（LGBTなどの性的少数者）の方はいますか。

（1つに○）

1. いると思う	2. いないと思う	3. わからない
----------	-----------	----------

問 27 あなたは、性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか。

（1つに○）

1. 必要だと思う	2. 必要ないと思う	3. わからない
-----------	------------	----------

問 28 （問 27 で「1. 必要だと思う」と答えた方に伺います。）

性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方々が生かしやすくなるためにはどのような対策が必要だと思いますか。

（あてはまるもの全てに○）

1. 県民全体に対する啓発 2. 子どもに対する教育や啓発 3. 相談窓口・支援体制の整備 4. 社会制度（法制度等）の整備 5. 社会環境（トイレ・更衣室等）の整備 6. 教育現場における環境整備 7. 企業に対する啓発 8. 行政サービスの見直し（性別欄の廃止、同性パートナーへの制度適用等） 9. その他（ ）
--

<10 その他(男女共同参画関係)>

問 29 あなたは次のことがらを知っていますか。(それぞれ1つに○)

	知っている	聞いたことがある	知らない
①男女共同参画社会	1	2	3
②ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	1	2	3
③アンコンシャス・バイアス	1	2	3
④リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1	2	3
⑤フェムテック	1	2	3

【用語解説】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会。

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別のこと。社会的・文化的性別は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあると認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

フェムテック

Female（女性）と Technology（技術）を掛け合わせた造語で、女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスのこと。

問 30 国・地方公共団体や民間企業等に数値目標等の策定・公表を義務づけた女性活躍推進法により、今後、女性の活躍が促進すると思いますか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 大いに促進する | 2. 促進する |
| 3. どちらかといえば促進する | 4. 促進しない |
| 5. わからない | |

【用語解説】

女性活躍推進法

職業生活における女性の活躍を推進するための法律（平成 27 年 8 月成立）。国・地方公共団体や民間企業等に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられている。

問 31 男女共同参画社会の実現に向けて、重要だと思われる取組は何でしょうか。(3つまでに○)

1. 男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直しや意識改革
2. 男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育・学習の充実
3. 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大
4. 子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり
5. ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり
6. 国際社会や地域社会の一員としての活動への参画支援
7. ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の根絶
8. 生涯を通じた男女の健康支援
9. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援
10. 若者、高齢者、障害のある人、外国人等の自立支援
11. 男女共同参画センター等公共施設の機能強化
12. その他 ()
13. 特にない
14. わからない

問 32 男女共同参画を推進していくために、県や市町など行政に望むことがありましたら、ご自由にお書きください。

記入漏れなどがないか今一度ご確認いただき、調査票を三つ折りにし、

同封した返信用封筒に入れ（切手は不要）、7月25日（木）までに、回答をお願いします。

※インターネットで回答した場合は、紙の調査票を郵送いただく必要はありません。

ご協力ありがとうございました。